

## 倉庫の無届解体問題調査特別委員会記録

開催日時 平成25年3月21日(木) 10:05～11:26

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長  
山下 力 副委員長  
大国 正博 委員  
太田 敦 委員  
田中 惟允 委員  
浅川 清仁 委員  
岩田 国夫 委員  
高柳 忠夫 委員  
山本 進章 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 なし

傍聴者 7名

議 事

- (1) 提出記録等について
- (2) 関係者への事情聴取について
  - ① 前回の証人尋問のまとめについて
  - ② 次回の証人及び参考人の招致について
- (3) 今後の調査の進め方について
- (4) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまより倉庫の無届解体問題調査特別委員会を開会いたします。

本日の傍聴者は、3名です。

それでは、協議事項に入ります。

はじめに、提出記録等についてですが、前回の委員会で記録提出を求めました資料と前

回の委員会での証言の概要をお手元に配付しておりますので、お目通しいただきたいと思  
います。

なお、この資料については非開示情報が含まれております。前回資料と同様の取り扱い  
となりますので、ご留意くださるようお願い申し上げます。

次に、関係者への事情聴取についてですが、まず、前回の証人尋問のまとめといたしま  
して、副委員長から報告していただきます。

○山下副委員長 証言の概要について、ざっとご紹介いたします。

まず、元高田土木事務所長の●●証人については、歩道の切り下げ工事の承認を、管理  
課が事務的に進めていることについては認識していた。しかし、昨年度になって、彼が転  
勤した後、県議会の建設委員会で、実は平成24年度になっても竣工届が出ていないこと  
を聞いたと。指導徹底していなかったことについて、責任を感じるということがございま  
した。これは、●●証人です。

それから、担当の管理課長であった●●証人は、この歩道切り下げについて、担当者が  
申請代理者と事前協議したかという、確認できない、したと思うというふうな供述でござ  
いました。

それから、県の道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領第6条、2の車両出入  
口の承認基準に係る点検・確認については、当時の●●所長の証言で、図面は見たと思う  
と。14メートルというのは、自分たちが確認している要領では12メートルが限度であ  
ったのが、限度を超えた14メートルということで、次長と担当の●●管理課長が打ち合  
わせをしているのを、隣の部屋で聞いた覚えはある。それ以上には自分は関与をしていな  
かったと。道路法第24条の道路の申請だけでなく、その敷地内の建物は当然取り壊しさ  
れるだろうとは思っていた。その際、届け出が出るのは当然に出てくるだろうと認識して  
いたというのが●●元所長の証言でございました。いずれにしても、ちょっとひっかかる  
ところがあったけれども、自分は詳細に検討に入っていなかった、こういう証言でござい  
ました。

●●証人についても、担当の課長でありますけれども、どうやらこの申請事務について  
は担当した主事に任せっきりで、例えば、現場へ、だれ一人職員を派遣していない。要領  
にある12メートルを超える14メートルの道路歩道切り下げの工事にもかかわらず、現  
場にだれ一人として職員を派遣していないと。さらに、着工届、竣工届については確認し  
ていなかった。ですから、先ほどちょっと言いましたけれども、●●証人は、今、県の道

路管理課に課長補佐として赴任しているわけですが、その際に、県議会建設委員会で私の方から提案したときに驚いて、高田土木事務所の担当者に連絡を入れたと。平成23年度の事業であるにもかかわらず、そのとき、平成23年度に着工届も竣工届も出ていなかった案件について、おくれさせながら、平成24年度になっていますけれども、出す準備をしてくれと、関係者に連絡を入れるようにという指示を●●証人がしたということをはじめて聞かされました。

さらに、その際、平成23年度の事業にかかわらず、平成24年度になって平野クレーン工業株式会社から着手届、竣工届が出たわけであります。とりわけ竣工届が出た際に検査を行うと、こういうことが、要領の中にはっきりと記されているわけでありますけれども、せっかく指示しながら、その竣工届が出されたときに、検査をしたのかどうか確認できていないという状態でございました。いずれにしても、当然業者に出すように要求している書類が出ていない。出ていないことについての責任感が、元所長にも元管理課長にもいささかもなかったというのが非常に残念な証言でございました。

とりわけ、無届解体を許すに至った高田土木事務所側にある、それらの至った原因については、●●元所長は、建設リサイクル法まで認識していなかったし、違法に取り壊されるとは思っていなかったので、高田土木事務所内で防止する意思疎通まで至らなかった。当然出てくるだろうという前提のもとで、だから協議しなかったのだと、あるいは、協議にかけなかったのだということで、もうとにかく自分たちでつくった基準とか内規とか、そんなものみんな越えて、点検もされずに今回の事態が流れていったということについて、●●証人が証言しておりました。

アスベストへの対応については、森川県議会議員から聞いて、当時の建築課で確認したと報告を受けたと。内容は無届け事案であり、2つ目には、建物は既に取り壊されていること、3つ目には、石綿スレートは手外しされていることだったと記憶していると。アスベストということで、非常に重要な問題と思った。だから、技術管理課、景観・環境局と連携し、適切に対応すべきだと思ったと言うけれども、問題提起してから慌てるだけで、何をしてもいいかわからない。本庁の技術管理課に主要な取り組みをゆだねて、現場の知事の代理業務を委任されている高田土木事務所長として、主体的に事の整理に当たらなかったということが明らかになっています。

また、平野クレーン工業株式会社の現場担当者の●●さんが証人に出てくれました。建設リサイクル法による届け出の必要性についての認識については、全く知らなかった。ま

た、事業主が届け出るべきことも知らなかった。株式会社山崎産業から説明を聞いた覚えがない。要するに、届け出が発注者の責任である。むしろ、この建設リサイクル法は、発注者責任が受注者責任よりも重くしつらえられていること等の法の基本的な問題について、解体専門業者の株式会社山崎産業からは一切の説明がなかったということを繰り返し述べておられました。

2つ目は、解体工事と歩道切り下げ工事の発注については、これまで県の調べの中ではあいまいだったわけですがけれども、一步進んだ証言がございました。発注した当初、解体工事の発注を平野クレーン工業株式会社は株式会社山崎産業に発注したと。その解体工事の最中に、途中で株式会社山崎産業から、道路切り下げの土木工事も含めて一括の方が安くなりますよというような問題提起があったので、途中から株式会社山崎産業に道路の工事も追加発注したと、こういう供述がございました。道路のいわゆる道路法第24条申請については、一級建築士の方に届け出の業務と、さらに道路の切り下げ工事の図面の作成を依頼しておったということも明らかになっています。

次に、その設計事務所との関係については、設計から申請までで、当初わからなかった配管が出てきたので、工事途中で助言をもらったが、それくらいまでと認識していると。要するに、設計から申請まで。だから、先ほど申しました着工届や竣工届については、森田昌司建築空間設計は関与してないと平野クレーン工業株式会社は認識してるということもございました。

それで、歩道切り下げ工事の着手届について、平野クレーン工業株式会社は、設計事務所から未提出との連絡があり、株式会社山崎産業に対処するよう求めたと。平成24年のことであつたと。要するに、県議会で問題になりまして、あるいはマスコミ報道がされるような事態になってから、高田土木事務所からその申請者、要するに、道路切り下げの申請業務をやっておった森田昌司建築空間設計に連絡があつて、それで森田昌司建築空間設計から平野クレーン工業株式会社にこうこうこういうことですよと、無届けであつたようですねというような連絡があつて、はじめて知つたと。要するに、平野クレーン工業株式会社は平成23年度に問題提起しとるわけですがけれども、平成23年度には、無届けであつた事実も知らされていなかった。平成24年度になって、県が報告書に基づく事情聴取をすると、これは法的に権限を持つものでございますけれども、その連絡のために平野クレーン工業株式会社に連絡して、はじめて届け出るべき届け出が提出されていなかったということがわかつたという証言がございました。

それから、土地・建物の購入に関して、重要事項説明書の説明を受けたかどうかという質問をしましたが、担当の●●氏は記憶がない。アスベストについては、当時の役員も社員も説明を受けていないと、こういう証言でございました。これが大変不動産取引については重要な問題でございますので、次の機会に担当者を証言に来ていただきまして、再度ここを詰めていかなければならないと思っています。

解体工事の発注については、2棟と物置1棟の3棟だったということ。株式会社山崎産業の見積書、ペンで消して、注文書としてファクスしたと認識しておると。要するに、契約書みたいです。通常、工事発注したときに、あんとどこれぐらいの見積もりやという形で話し合い、あるいは合見積り、競争入札、さまざまな実態があるわけですがけれども、ここで口頭で話し合いをしながらということですがけれども、最終的には見積書を、株式会社山崎産業がとにかく注文書ぐらいは欲しいと言ったので、株式会社山崎産業が書いてきた、いわゆる最終の見積書、それに、見積書というところにペンで消して、それをその注文書と書きかえてファクスで送ったという答弁でございました。

次に、着工の届け出書の存在について、株式会社山崎産業2回目の事情聴取の際に、実は、1回目に供述いたしました内容、すなわち解体と思わなかった、一部の壁を残すのでリフォームだと思った、改修工事だと思っておったので届け出なかったというのが1回目の事情聴取での回答だったのでありますがけれども、2回目に、この届け書なるものを持って、実はこの届け書を書いておったのでありますがけれども、うちの社長が書いておって、私、すなわち、ああ、ごめんなさい、これは株式会社山崎産業の方ですがけれども、それを届け出るのを忘れておったのですよと、堪忍してくださいという形で、要するに、届け出がなかった説明について、1回目から2回目にかけて変わったのです、変更したわけです。それらのことについての事柄について、今まで合見積りをとって決めることは余りなかった、ごめんなさい、あ、これは見積もりのこと。説明は受けていないと、一切書類は見たことはない、代表者名で三文判を押すことはない。要するに、届け出書に発注者の平野クレーン工業株式会社の社長の名前と社長のその三文判が押されています。通常、株式会社でございますから、株式会社、法人の場合は法人の判を押さなければならぬところへ三文判を押してあると。これに覚えがありますかと平野クレーン工業株式会社の●●氏に聞いたら、こういう書類の出し方はしませんと、しません。社長個人の名前を書いて、会社の判ではなしに、個人の何か三文判であれ何であれ、そんな判の押し方はしませんと。そして、この届け出書については見たこともないと。要するに、この届け出書には、平成23年5月

16日に届け出た、その届け出た日に、要するに、受注者として、株式会社山崎産業が発注者の平野クレーン工業株式会社に、この解体工事のやり方について、石綿スレートはどういう処理の仕方します、あとの資材の分別解体について、その処理についてどういう形にします、それらの事柄について説明する義務があるわけですね、受注者は。しかし、その受注者が発注者にする説明をしたと書いてあるのです、5月16日に行ったと記載されていることについても、平野クレーン工業株式会社の●●証人は、そんな説明は受けた覚えがないと。要するに、この届け出書は平野クレーン工業株式会社が出したことになっていすけれども、平野クレーン工業株式会社が一切知らないこととございます、こういう証言がございました。これは、今後大変重要な証言だったと思います。

スレートにアスベストが存在することについて知っていましたかと聞いたことに対しては、高田土木事務所での事情聴取のときに知った。いつごろかわからない、それは、事情聴取というのは、明くる年の平成24年7月、多分13日だったと思いますけれども、3回目の事情聴取を平野クレーン工業株式会社に県が行った、この事情聴取ではじめて知ったということとございます。スレートにアスベストが含まれていることについては、一般的な事柄については解体担当の事業部長から●●氏は聞いたことがあると、聞いていることだと証言しました。

それから、小学校への説明について、実は、当初5月10日と言っておられたわけですが、6月10日に説明を受けたということが、町教育委員会から県教育委員会に連絡がございましたので、多分6月と、そうおっしゃるのなら、6月だったでしょうと。そのときに、ミラーや回転燈の設置とか通学時は極力出入りをしないことにしたいという説明があったとございます。PTAの役員も参加しておられたと思いますけれど、これは工事中に行う、いわゆる飛散防止の、あるいは危険防止の対策ではなしに、14メートルの歩道切り下げ、要するに、大きな重機が出入りする、歩道を渡って出入りすることについてのPTA、学校の危機感、それに基づく平野クレーン工業株式会社の説明であったとございます。ですから、工事にかかわっての説明は一切なかったと。これは、次回の株式会社山崎産業の関係者の証言でも確かめようと思っています。

それから、いずれの証人も、だれかから頼まれた覚えはない、こういうこととございました。

概括して言えば、高田土木事務所の関係者は、事案に対する意識が非常に薄く、全般に管理職の指導、監督が不十分であったと。要するに、土木と2階の建築が、これをつなぐ、

一緒に考えていく、そういうシステムは、管理職、所長や次長等々、あるいは課長がしっかりしなけりゃだめなのですけれども、それらの連絡が全くなかった。着手届、竣工届、現場の確認が一切できていないのです。これについては、改めて県下すべての土木事務所で、平成23年度内に、平成22年度、平成23年度の2年間、どういう状況であったかの調査を依頼し、一つの報告が参っておりますので、いずれ委員の皆さんのところに届けたいと思っています。

平野クレーン工業株式会社につきましては、建設リサイクル法を知らなかったと思われる、この証言を通してそう思わざるを得ない。アスベストに対する認識もなく、業者任せだったと思われます。土地建物売買契約書と解体した建物の関係が不明確。あるいは、解体工事の注文書等が明確ではなく、他の関係者等からの証言等を確認する必要があると思っています。特に、きょう皆さんのお手元に、提出を求めた記録がございます。実際に、この土地売買にかかわって、土地と建物、建物5棟が売買の対象になったとされているわけですが、実際になかった建物、登記上あるのだけれども、現実にはなかった、その建物は、そのまま売り買いの対象になっています。

しかも、この無届解体で、3棟の建物をつぶしています。とりわけ、届け出が必要な1,460平方メートルの大きな建物と、その次に190平方メートルの倉庫もあるわけですが、これが実は、この2番目の、その190平方メートルの倉庫が、実は、この契約書の中に記載されていません。これはなぜかということ、登記されていなかった。登記されていなかったもの、実際には解体されておるわけですが、では解体した建物はだれの建物だったのか、ここのところも明確にしないと、届け出書どうのこうのと言っておりますけれども、要するに、3棟を無届けで解体したと言いますけれども、その3棟の持ち主はだれだったのか、この辺の精査も必要なのかなというふうに思っています。

以上が大体の、先日の証言の概要のまとめでございます。

○井岡委員長 それでは、ただいまの報告について、何かご意見がございましたらご発言願いたいと思いますが、何かございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、なければ次に、次回の証人及び参考人の招致についてですけれども、前回の委員会で次回の証人を決定していただいておりますが、ただいまの副委員長の説明を受けて、次の点にご検討いただきたいと思っております。

まず、平野クレーン工業株式会社の土地売買の契約の仲介を行いました有限会社乾ホー

ム代表者を証人として、本委員会に出頭を求めることが適当と考えますが、いかがでしょうか。

また、証言を求める事項につきましては、ただいまから資料をお配りいたしますので、お目通し願います。

それでは、出頭を求める証人と証言を求める事項について、ご意見をお願いしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

○川口委員 民民の取引までこの委員会で、調査権限があるのかどうか、これが1つ目、聞きたいと思います。

○井岡委員長 有限会社乾ホームの代表者の証言ですけれども、重要事項説明書それから売買契約書を求めました。先ほど山下副委員長が言われました。アスベストの調査はしていないということで重要事項説明書に書いていますけれども、そのアスベストが入っているかどうか認識していたかどうかと。そしてもう一つは、売買を仲介した建物のうち、無届けで解体された建物と一致しているか明確ではないため、特定する必要があります。というのは、一番大事なのは、その建物が売買契約書の中に登記上なかったのもので、入っておりません。それが入っているかどうかだけを聞きたいと思います。

○川口委員 私が聞きたいのは、この調査委員会の目的、ねらいは何なのかちゅうことはもう既に確認しているわけや。民と民との取引まで、調査の権能があるのか。今委員長がおっしゃった内容にかかわっては、登記していないものが壊された、こういうことに関わって調べる必要があると。しかし、世間にもたくさん無届け建築ですか、まあね、無届け建築、不法建築、登記していない建築物はたくさん、それは数え切れないほどある。それらまでいろいろ言及していったら、それこそ行政は務まるのかどうなのか、そこまで、手をまわせるのかどうなのか。問題は、とにかくこれを中心として、こういうものについて取引しましょうと、民と民との取引みたいなものは大体つかみで処理されるケースが、多いのではないかと、こういうように思うわけや。だから、民と民との取引の問題まで、これを百条委員会で扱っていたら、一体この委員会の権能はどこまであるのか、その権能の問題です。それを知りたいわけ。民と民との取引の問題まで追及できるのかどうなのか、委員長。それ一遍知りたい。

○井岡委員長 いえ、追及ではないのです。一番重要な問題は、今回調査する建物が3棟あって、その1棟、当初の平野クレーン工業株式会社の●●証人は、事情聴取の中で、1棟しか解体をしていないよと……。

○川口委員 いや、だから……。

○井岡委員長 そやから、その建物の、言うたら、だれが所有者なのかと特定しないまま、今調査をやっておりますので。

○川口委員 解体をした人がだれかということでしょ。

○井岡委員長 はい。

○川口委員 その解体をした人たちに、すべてを聞かないかんわ。もともと譲った人に責任はあらへん。何の事情聴取をするのか、民と民との取引まで、調査をする権能があるのかということ、聞いているわけや、おれは。

○井岡委員長 やっぱり、その当該、発注者がだれかと……。

○川口委員 いや、おれは権能を聞いとるわけや。

○高柳委員 いいですか。先ほどの山下副委員長の説明の中で、登記のされていない建物が1つある。建物がないのに、あたかもあるようにして売っている。つかみで処理をする話は、今までの中で往々にしてあると、僕もその通りだと思うのですけれども、今回有限会社乾ホームさんと呼ぶというのは、どういったらええのかな、つかみで処理したことあと、行政がどういうふうなかかわりをしたらいいのかという、そういうことで、そういう意味で県業務のことを論議していくことなのだと、強く思っています。

もう一つは、無登記の建物が最終的にだれのものであったのか、売買のときに処理されていない。一番最初の有限会社金城商事から●さんに行って、●さんから平野クレーン工業株式会社に行くけれども、登記のされていない建物が、だれが今、登記、その時点で、解体した当時、だれが持っていたのかということはこの委員会ではつきりしとかんと、無届けの話が進んでいけへん。行政がどこから、所有者が解体届を出さなあかんというのだったら、所有者はだれなんだということ特定せなあかんということで、民の売買がええか悪いかという話を論議するのではなしに、所有者がだれかという話を特定するためには必要ではないかと思えます。

○川口委員 わしはあくまでも基本的なことを聞いとるわけや。だれからだれの問題について言うとなのとちがうねん。この委員会の権能は、民と民との取引まで調査ができるのかどうなのか。その権能の問題、それを聞いとるわけ。

一般論としては、冒頭に言うたように、解体を中心とするこの一体を売買をすると。契約については、民と民との取引の契約というのはそんなもんや、ざっくばらんなものやと思うよ。そこら、だれの持ち物やっていったら買うた人の持ち物や。

○井岡委員長 いや、それを確認するために、所有者がだれであるか、発注者がだれであるかというのを建設リサイクル法で問われていますので、それだけを確認したいだけです。別に民と民ではなくて、仲介した人が、その所有者が発注者がだれであるかというのを求めるだけの権限です。

○川口委員 だから、解体をした人に尋ねりゃええことじゃないの。

○山下副委員長 川口委員、理解してもらいたいのは、建設リサイクル法というのは、届け出の義務は、繰り返し言っていますけれども、発注者にあるのです。解体した受注者にあるのではないのです、発注者に責任があるのです。

○川口委員 だから、発注者に聞きゃあええっちゅうんや、わしは。

○山下副委員長 いやいや、だから発注者が、その建物の中に、取引のときに、今、アスベストの問題が大変大きな社会問題になっています。ですから、この不動産の取引に際しても、重要事項というもののの中にアスベストの問題もやるべき……。

○川口委員 それはわかっとる。

○山下副委員長 それはおわかりだと思うのです。ですから、その問題について、いわゆるAさんからBさんに物は移っているわけですね、その際に、発注者の責任である、要するに、平野クレーン工業株式会社が購入なさったその建物について、購入する際に、前の保有者から、この建物の中にはアスベストが含まれていますよという、そういう説明を受けたのかどうか。前の証言の証人に出てもらいました平野クレーン工業株式会社の●●さんは、そんな説明、受けたことがないと。ですから、売った側、あっせんした人に、その辺の事情を聞くのは当然だと。

でないと、平野クレーン工業株式会社が、アスベストが含まれていることを十二分に説明を受けながら、この解体に際して、アスベストに係る届け出も何もしていないとしたら、これはさらに問題です。それを見逃している行政のシステムがあるとしたら、問題です。ですから、そういう審査、民の取引の中にその重要事項の引き継ぎがどうなされたっていうのを精査することが極めて大事だと思うんですけども、いかがですか。

○岩田委員 よろしいか。今の話を聞いていて、大体、民の取引といたら、ここに載っている建物が5つあるのか6つあるのか、ま、5つ書いてあると。そやけれど、これは民の取引で一括で売って、例えば、有限会社金城商事から●に売ったときにも、これと同じような取引をやった。ところが、言うたら、一つは、建て増しを勝手にしてあって、これは有限会社金城商事が村本建設に貸していたわけやけれど、村本建設が倉庫やいろいろ建

てて登記をした中で、この5つ以外に、今言うているのは、登記をしていないと。していないやつは、建て増しを勝手に村本建設が当時しよった。それは有限会社金城商事も知らんと。これは、わしの想像です。恐らくそうやったと。それで、今度、一括にして●に売る。そのときには、登記書に載っているけれど、そこに付随しているものも一括して売っているというのは普通のパターンやと思います。そしたら、発注者に建設リサイクル法の責任があるというのは、発注者は平野クレーン工業株式会社とちがうのか。もうそれではっきりしているのとちがうのか。それがどこの所在やと、普通、有限会社金城商事自身は村本建設に貸していたのやで。村本建設が皆建てていて、登記はしているけれど、1つついでに建て増したとしよう、それはしたかどうか知らないけれど、登記していないということはそういうことやろ。そやけれど、有限会社金城商事も知らんと、●に売るわというたときに、そういう形で売った。それで、平野クレーン工業株式会社はもう一括で買うたんか、登記上のやつだけ書いてあるけれど、この建て増したというのもその中に入っている、お互いにそういうような取引やと、おれは思うのやけれど。

○浅川委員 そもそもこの百条委員会、我々の目的は、そういう不審なところ、わからないところをつまびらかにするということが大きな目的です。

今、岩田委員から発言がありました。すべて想像の世界であって、想像の世界でこれは議事を進めるべきでは、ないと思います。すべては証人の方に出てください、はっきりとその辺の事実を確認する、それが我々の目的であるはずですから、必要とあることならば、出席を求めるべきだと思います。

○岩田委員 ちょっと済みません。僕は自分、相手がいないから言うけれど、普通、一般論をまあ言うているわけや。そこで今、一般論で言うているわけだ。ここで今、川口委員が一番先に言われたとおり、この百条委員会、今浅川委員が言う、追及する、明らかにする、それはようわかるけれど、先ほど、一番大事なのは、この今、民の取引、これのことまでをここへ呼べる権能があるのかどうかということや……。

○浅川委員 それは法的にどうなっているの。

○岩田委員 それをまず、さっきから聞いているけれど、委員長も、法的にこうですよという答え、自分言うていない。それを聞いているのとちがうのか。こっちの言うのも、これで合っているとしたら、そっちをはっきりとしたらいいのや。こんなに言うのやったら、こっちはっきりしたらいいのやない。

○浅川委員 調査はでけへんのかな……。

○岩田委員 自分が言うているのが合っていれば、こっちをはっきりしたらいいのや、ちがうことばかり言うているのやない。

○川口委員 警察庁ではないのやで、ここは。

○吉田書記 民と民の関係の契約がありますけれども、この委員会にかかわって事実確認が必要であるということであれば、そのことに限ってお話を聞くことはできるというふうになっています。

○岩田委員 いや、それやったら、それで委員長。

○井岡委員長 はい。

○岩田委員 今ここが言うたとおりのことを、ほんならはじめから言うたらいいけれど、さっきのは何か知らないけれど、ちがう方向の説明ばかりで、はじめ聞かしたのは、それやわ。

○井岡委員長 できるだけ、証人を呼んだ場合には、そういう民間にかかわっての守秘義務等ございますので、注意をして質問なり、当日の質問要項を作りたいとは思いますが。

○岩田委員 質問って、おまえの方や。

○山本委員 だから、一連の流れ、僕もさかのぼってはわからないのですけれども、その前任者が有限会社乾ホームがあっせんした売買契約は、平野クレーン工業株式会社と●さんという。それから、その前は、そしたら有限会社金城商事さんから●さんに売買したあっせん者と言われるのですよね。もともとは、今聞いたら、村本建設が建てているということになってくると、これはそこまでずっとさかのぼって調査をしていくべきなのですか。例えば、その建物が、その有限会社金城商事のときに建てていたら、有限会社乾ホームがあっせんするときに、また前任者の●●●さんが建てていたものであれば、それはそれでいいのですけれども、その前の有限会社金城商事さんも建てていない。建てているのは、村本建設や。だから、そこまでこれはさかのぼらないと、僕はいけないのではないかと思います。

○山下副委員長 山本委員の意見ですけれども、我々は、先ほどから言うているように、アスベストの有無について問うだけでありまして、今、平野クレーン工業株式会社が、自分が購入する予定の建物について、無届けで解体したのではないかという審査をしているのです。その中に、少なくとも石綿スレートが含まれているということが明らかになっているわけです、それだけは明らかになっている。だから、その石綿スレートのあったことについて、平野クレーン工業株式会社が知っておったのかどうか。

○山本委員 それは、知らなかった。

○山下副委員長 いやいや、だから、さきの証言の中で知らなかったと言っているのですね。そうしたら、その建物、土地の取引について、重要事項説明の中で、少なくとも、アスベストにかかわる問題については入れることになっている。きょう出しました契約書の中にもそのことが明記されています、触れられています。ですから、平野クレーン工業株式会社が説明を受けていないということについて、このあっせんをした業者から、説明したかどうか、こういう証言もとるのは、平等な立場から当然だと。ですから、事は、平野クレーン工業株式会社が説明を受けておって、なおかつ無視して解体した、これは悪質です。

○山本委員 僕が聞いているのは、ちょっと違うのですよ。

○山下副委員長 いや、だから、そういうことで、だれが建ててどうしたのかと、これは別途、最終的に資料を出しますけれども、旧の村本建設ですね、一回倒産していますから、出直しの今の村本建設、旧の村本建設の所有のときに、おおよそ建築基準法に違反した建てかえ等々のものが、あの1万平方メートルの中で繰り返しありました。それが、今、県の担当者がどういう整理をするのかと問題提起をしていますから、まだ問題、整理の仕方、県の方で定かになっていないようですけども、そういう変遷もあるし、この委員会でそのようなことを追うていくのではなしに、アスベストのことについて、この際平野クレーン工業株式会社から証言をもらったので、その不動産取引のときに説明があるはずですから、あつたのかどうか有限会社乾ホームの方から聞くのはむしろ当然であり、公平だと思うのです。

○山本委員 僕が言っているのは、その有限会社乾ホームを証人喚問、証人に呼ぶべきではないとは言っていないですよ。それは必要に応じて呼んでも、それは仕方がないだろう。しかし、言うているのは、発注者がアスベストの届け出を出さなくてはいけない。平野クレーン工業株式会社ではないと、今のぐあいだったら聞いてないから、私の責任ではないという。だから、前の持ち主の責任かどうかということにポイントがまた移っていくという。説明があるかどうか、それは証人さんの有限会社乾ホームさんの、何とか証言によりますやろけれど。また、それでなかったらさかのぼって、だれが発注者になるのかというたら、ただ、もう前、今の売買だけのものが発注者のどちらかということだけを今度は調べていく、それで終わるのですか。

○山下副委員長 それでいいと思うのですよ。我々が今、あの建物の無届け解体にかかわ

っての問題を審査していますから、それ以前にどういう動きがあった、どのような流れなのかと、そもそもどこに原因があるの、これを精査する場ではないと、少なくとも、そう思っています。

○太田委員 先ほどの議論の中で、そのアスベストが今回無届け解体された原因がどこにあるのかということを追及すれば、もし有限会社乾ホームさんが、その前任から重要事項を引き継いでいないということであれば、そこにさかのぼっていくということは、十分これは、物事の本質を追及するとなれば、そこに行き着くのは自然の流れになるのではないかと。●さんがそこで聞いていなかったということで、それが終わるとなったら、では結局この問題はどうかということがわからなくなりますし、先ほどの山本委員のように追及すれば、そこに行き着くのではないかとは思いますが、その点はどののでしょうか。もう引き継いでいないということがわかれば、それで終わる話ですか、これは。

○井岡委員長 目的は、建設リサイクル法の発注者がだれであるかというのを求めたいので、まずは、その発注者の確定をしたいので呼ぶわけでありまして、その前に説明を受けたかどうかというのは、そこまでいけるのかというのは、今の時点では証言をもらっていませんでした、ちょっとわからへんのですが。

○山本委員 では、知らないまま発注者やったらどうなるの。

○岩田委員 委員長、ちょっと一つずつ。今、太田委員の言うたことに答えなさいよ。ここでとまるのかどうかと、その通り。あなた、何か知らないけれど、そんな説明は要らないがな。質問しはった、その答えを言うたらええのや。

○山下副委員長 太田委員のお尋ねですね。例えば、今度有限会社乾ホームに来ていただいて、私たちは説明しましたと言う場合、あるいは説明しませんでしたと、前からも説明は受けていませんでした。これは、我々が審査を目的にしている、無届け解体、あるいはアスベストの問題と質が違います。それは不動産業者として求められているものの質の問題でございますから、それは別の場所で論議になっても、それはそれで仕方がないけれども、当委員会としては、そこをどこからが、もともとのところ、それをさかのぼることについて、この委員会は、このような無謀な無届け解体がどうして起きたのかということに関して関心があるだけで、だれがそもそもこの原因をつくったのだというところへ審査の目的を持っていく、そういうところではない。あるいは、だれが犯人なのだと、こんなことで審査する場所ではないわけですね。ですから、客観的に、この平野クレーン工業株式

会社が説明を受けていないと言った問題について、説明したのかどうか確認する、それだけのことなのです、一つは。

あと一つは、要するに、3棟解体したというのに、2番目に大きな建物は、実は登記になかった。しかも、この売り買いの対象になっていなかった。これらについて、この解体にかかわってはどのような位置づけで我々は理解したらいいのかということで、やはりあつせんした有限会社乾ホームの担当者に聞きまして、さらに私たちの理解を深めていきたい。これは理解の範囲です、何がいいのか悪いかという話ではないと思います。

○川口委員 想定問答は、もうしたくないのやけれど、権能の問題はありますね。ただ、無届けという問題を基本に置きながら、審査はやっぱり厳密に奥深くなされましたら。だから、そのいわば建設リサイクル法の問題も言われているけれど、平野クレーン工業株式会社がすべて責任を持って物事を処理しなければいけないということだけ、これははっきりしていると思う。

というのは、物を買うでしょ、よしんばだまされて買うたとしてもね、やっぱりだまされたもんが責任を持たにゃいかんわけだ、だまされたものが。しかも、売り主側は解体するやらそのまま使うやら、わからへんやないかと、こういう問題も出てくるわけ。想定問答をしないと言いながら、そんなこと言うたらだめだけれどね。

いずれにしたって、平野クレーン工業株式会社が我々に、果たしてほんまのこと言うたんだかどうなのかということの疑いもまた、持たざるを得んと。しかし、それまで突っ込めるのかどうなのかやがな、そこまでね。問題は、解体をするについて届け出をしなかったということから我々がこの問題を取り上げているわけやから、そのことに注意をせんことにはね。

だから、ちょっとはみ出た論議に事を進めようといっているのではないかと。民のところまで行ったら、大変なところまで、それこそ果てしなくなりますよ、これは。わし、権能の問題、これだから事務局だって、委員会がそうお決めになったと、これはいいかげんなことを言うたらいかんよ、委員会で、多数決でほんなら物事を進めるのかと、こういうことになりますよ。法律というのは多数決で判断すべきではないですよ、しかも、基準といるのがあるわけやから、ここまで踏み込んだらだめだと、踏み込みませんよということがあるはずやねん。権能の問題、しっかりと確かめてやってください、この委員会が逆に訴えられるようなことになったら、大変なことやと思う。

○井岡委員長 ほかに何かございませんか。

○山本委員 もう一つだけ、ちょっと主な点だけ。だから、その無届けの何ていうの、その原因を追及するというのも、これが百条委員会の目的、今言われたとおりやと思うのです。

もう一つ、そもそも、もし子どもたちにアスベスト被害があると、この建物によってアスベスト被害で健康を害することが心配で調査が始まったということがあるわけですから、その持ち主が代々アスベストの建物だったかということも調べるのも一つになってくると、ずっとさかのぼっていかなくてはいけないのではないかな。

○山下副委員長 それは、アスベストの問題というのは、アスベストが、使われた時期はかなり長いのです。ですから、老朽化した建物の中には相当使われているわけですから、この建設リサイクル法に乗せてアスベストの点検をするようになったのは、やはりできるだけ綿密にこの点検作業を行わないと、何か、どこかの議会で町長が答弁に立って、一切被害がなかったのだから、何でもないやないかと、こんな答弁を町長がしているようです。アスベストの問題については、10年後、20年後、場合によっては40年後に中皮腫という病状で発病するというのはもう明らかになっているし、今日では、年間1,300人を超える人たちが中皮腫で亡くなっているし、あるいは、明らかにアスベストを原因とする肺がんで死去なさっている。その数というのは、1,300人の倍やと、おおよそ4,000人近い人たちがアスベストで亡くなっている。しかも、阪神・淡路大震災から間もなく20年たってきます。このときの災害の被害も、死亡という形で現実のものになってくる。だから、このアスベストの問題について、解体の問題について細心の注意を払うべきやと言うているのに、県の対応はこういう状態やということで、今回、あえて百条委員会を設定して追及する、どこに奈良県行政のアスベストにかかわる欠陥があるのかという追及をしたいということが目的ですから、今、証人申請しているような形で、証人に出てくださいまして、率直なところを答弁していただく。

それで、この百条委員会で虚偽の証言した人は罰せられるのですね、そういうきつい制約のもとでの証言をお願いするわけですから、どうかその辺の取り扱いについても、我々も慎重にしなければならんし、やはり厳密な、かつ、事に限っての質問にせんと、おまえら何ぼで取引して何ぼで買うてと、そんなことまで関係ありませんから、そういう質問はないようにしていこうと思うのです。もし出たら、委員長、副委員長の段階でとめさせていただきます。

山本委員、念のために、きょう新たに証拠として提出してもらいました、195ページ

見てください。これは重要事項証明書でアスベストに関する事項というのが、これは書くようになっているわけです。この文書の中には、アスベスト、石綿使用調査の有無と内容ということにつきまして、ある、なしのところで、なしの方についていますわね。

（「なっていますわね」と呼ぶ者あり）

ただし、なしの方を書いても、やっぱりある可能性が高いから、調査する必要があるというふうなところもおわせてるわけです。

ですから、この取引に際してどういう伝達をなされたのか聞くことについては、今後の古い建物の解体にかかわって、アスベストの被害を防止する上で大変重要な審査でないかと思うのです。念のため、ご参照ください。

○山本委員 これは、あるとなったら大変問題ですわね、当然ね。あるにもかかわらず、そういうことを説明もしないまま売買をしている、また、建物を無届けでやっているという。ということは、ない中でその可能性もあるというような、におわせていると今おっしゃったのですけれども、僕が聞きたいのは、もしもこの持ち主が、発注者がみんなアスベストの認識がなかったということになると、問題点は、そうしたらアスベストによる無届け解体という問題が、アスベストは発注者が知らないとなったら、無届け解体の届け出をしなかったと、建物の無届けで解体をしたということの問題になるのですかね、だれもアスベストは知らなかったら。

いやいや、●●さんも知らない、それから平野クレーン工業株式会社も知らない、前任者の●●●さんも知らない、アスベストの存在をですよ。となったら、その問題点は無届け解体をしたということになるのか、どうなのか。

○浅川委員 実際どういう結果になろうとも、例えば、あくまで想像の世界で今言われたと思うのですが、それならそれで、大変それは問題ですよ。どうしてアスベストは何も発覚せずままに、この世の中そういうシステムの中で動いているとするならば、大変な事態だと思う。ならば、それをどうしようというのが我々政治家の務めであって、とにかく、こういう事件が起こったということをつまびらかにする、そうでないと、この対策は打てないということですよ。

だから、我々政治家としては、これをどういうところに原因があったのか、これをこの百条委員会で明らかにする、あくまでそういうことが目的だと思うのです。それによって我々政治家は、ではどういう対策を打とうかと、これは我々がこれから決めることですよ、それにつなげるための委員会だと思うので、あくまで想像でああだこうだではなくて、そ

それぞれのこれの事件にかかわった人たちに証人で出ていただいて、それぞれ質問して、それで答えを聞くということは重要なことではありませんか。なぜそれを、その何ていうの、どういう意味で僕、言われたかわからないけれどね、なぜ聞かないのですか。僕、聞かない方が不思議やと思うのですが、どうですか。

○山本委員 だから、今、次々というような、次は有限会社乾ホームだとかいうことですが、けれども、今後の、後ほど今後の証人喚問の相手を決めていかはると思うんですけど、もうそれだったら、だれとだれに質問していかなくてはいけないのかということ、やっぱり1人ずつしていかないといけないのですか。次回はこの人しかあかん、次々と。

○山下副委員長 次回、有限会社乾ホームさんだけではなくに、いわゆる道路切り下げ申請をなされた設計事務所にも来ていただきます。さらに、次回の証人申請は、最もメインになる、この解体の工事をした株式会社山崎産業の社長と担当技術者を出席してもらいます。ここがいわゆるこの証人申請のハイライトになると、こう言っていていいと思います。で、今……。

○山本委員 次回はこの人だけになるの。

○山下副委員長 違う、違う、違う。

○山本委員 ああ、まだこれから言わはんの。

○山下副委員長 これから皆に確認しますから。ほんで、株式会社山崎産業は少なくとも、受注して現場に入って、建物の中に石綿スレートがあることを、長い解体の経験ですぐわかったと、県の事情聴取の中で述べておられますし、4トン車2台分の石綿を処理しているのです。ですから、これは大変、この届け出がなされたかなされないか、なぜしなかったのかの精査というのは大変重要な、今後奈良県の解体業務を監視する上で重要なポイントになると思いますので、どうかよろしくご協力願いたいと思います。

○岩田委員 ちょっと済みません。ちょっと委員長にもう一遍確認だけさせてほしいのです。何、この有限会社乾ホームですか、この人を呼んで聞かれるポイントというのは、明確にもう一度教えてください。

○井岡委員長 主に2点ございますけれども、重要事項説明書を先ほど195ページで…

…。

○岩田委員 明確に言って。

○井岡委員長 はい。石綿の使用の調査の有無、調査をしているかどうかというのを重要事項説明書で説明をしておられますけれども、それで調査はしていないということを言わ

れておりますので、その認識があったかどうか、今まで聞いていたかどうかということを知りたいのが1点。

それから、もう1点に関しては、売却した、今の敷地内の無登記の建物について、この所有者がだれなのか、発注者がだれであるのか、所有権移転されたのかどうか、売買取引の中に入っているかどうかを知りたいのが、その2点です。

○岩田委員 先ほど副委員長が言われましたように、株式会社山崎産業の会社や、それから平野クレーン工業株式会社の、またこれ……。

(「社長」と呼ぶ者あり)

社長ですか、その辺は当然この委員会としても、初めからそういうように思いますけれど、今の有限会社乾ホーム、ただ一般論で言うように、だれでも呼んだら、明確にするというけれど、不動産屋、いわゆるこれ、取引するの不動産取引業が中へ入らないかんから、普通しますわな。それはまあ●さんが頼んだので、ほんで●という名前になったのか、たまたま、平野クレーン工業株式会社さんが頼んだ取引業者か、知らないけれど。普通、取引するのに、うちらでもたまたま、少ない土地を買うのでも、いつも言うている不動産屋に行こうかというような。あんたんとこ言いまっか、うち言おうかって、どっちかが言うと思います。

そんなときにね、そのアスベストの有無とか、そんなんは。例えば、一般論ですよ、不動産屋、そんな……。 (発言する者あり)

○井岡委員長 違う、違う。

○浅川委員 そんなのおかしい。

○岩田委員 今言うているのはね。(発言する者あり) いや、おれは……。

○浅川委員 それはおかしいよ。

○岩田委員 大事というけれど、普通、取引業者というたら、その不動産屋というのが取引主任。それと、普通、わしらやったら、うちいつも使っているところ、うちのを使うかと言うたりと、相手方がうちのを使うてくださと言うたりして取引、ただするだけの話やけれど、まあ、うちらの場合は。それを、そのアスベストが入っているとかどうかっちゅうのは、おれはちょっと。一般論では、呼ぶのやったら呼んでもいいのやけれど、おれにしたら……

(「とんでもない話や」と呼ぶ者あり)

いや、あんたはとんでもない、うちらの場合、そんなところまで普通不動産屋、何か聞

くかなと、調べたりするかな。

○高柳委員 いいですか。

○井岡委員長 いやちょっと。

○岩田委員 いや、おれが言うねん、おまえ聞いとけよ。

○井岡委員長 平成17年9月29日に、アスベストに対する宅建業務の改正がありまして、重要事項説明書の中で、必ずアスベストの使用調査をしているかどうかというのを聞かなあかんというのが法律で追加になったので、必ずこれは説明しなければ、告知義務違反とか、いろんなそういう法令でございますので、今の取引業務の中では、必ずこの説明はしていますので。

○川口委員 大半が、そんなものはもう無視しているわな。

○岩田委員 今の話やないけれどね、こないだもあの説明に来はったな、3件ほど今回、吉野とかいろいろで建設リサイクル法に違反があったと。それも普通一般の人が解体に頼んだ話で。それで、発注者に責任があると、届け出義務があると。そやけれど、一般社会だとそれは法律違反ということで、実際みんな普通の人、そんなことわかっているのかどうか、この間説明のときに言うていたように。

それと、おれは今不動産を商売にしているさかい、当然法律違反やと、みんなよっていうけれどね、おれから言うと、この間の吉野の話だって、一般住民みたいな、解体してくれと解体を頼んで、それで、これが何でわかってんのって。指摘されて、わかってきたという話やけれど、これは一般住民にすると、みんな自分ら家つぶすのに、発注して、発注者に届け出の義務があるというのが、案外知っている人がおるのかな。

○浅川委員 それは、確かに周知できていないところもたくさんあると思いますよ、実際、現実ね。ならば、それが問題やったということではないですか。ではどうしよう、周知が足らんで、これが我々政治の務めやないですか。だから、そこをはっきりとしましょというだけの話ですよ。だから、一般論で、では今の問題点は……。

○岩田委員 おれが言うているのは、ちょっと待って、呼ぶのも何するのもかまへんけれど、普通の一般はこうとちがうかということを知っているだけで、呼んだらあかんともいいとも言っている話やないか。(発言する者あり)だから、知っているように、もう有限会社金城商事の話も、聞いている。はっきり言うて、使っている業者や。村本建設のときの話も聞いている。だから、さっき山本委員が言うし、そこまで行かんなんのかという。追加の建て増した話なんか、みんな一括でしてもわからへん。そんな届けの義務は、ど

こ、だれに責任あるん。そんなの恐らく買った平野クレーン工業株式会社や、さっきも言われたように。何ぼ考えても平野クレーン工業株式会社や。

○山下副委員長 いやいや、平野クレーン工業株式会社の責任を追及しているのですよ、追及するのですよ。するときに、平野クレーン工業株式会社はだれからも聞いていない。もっと言えば、今度証人に出てくれる株式会社山崎産業から、当然聞かされるべき調査の内容も、解体の何たるかも含めての説明も聞いていないという。そうしたら、株式会社山崎産業にも責任があるな。そして、行政が前の道路の切り下げ工事を申請していると、これが中の解体工事と一体であるというのを、そういう想像力は、当然土木事務所の関係者であると、あるべきなのです。そのことも含めて全部ゆるゆるになっているから、こんな状態ではアスベストの対応できませんぞということについての啓発を、あるいは警告をこの委員会の筋道として出せればなというのがこの委員会のねらいでございますから、どうか証言、証人、それらについてはご協力願いたいというのが私たちの思いでございます。

○川口委員 繰り返し同じことばかりを言いたくないですけど、冒頭この委員会発足に当たって、私もこの委員会設置にかかわって意見を述べさせてもらった。つまり、副知事を中心として、行政責任を改めて検証すると、こういうことで努力もされた。その結果については、この委員会はその調査内容を尊重して、これにかかると、このようになるので、アスベストにかかわっての対応について、もちろんアスベストだけではありませんけれどもですね、対応について、行政側がもっと規則なりマニュアルなり、そういうものについての徹底の不備は認めると、そのことについての諸対策をやっぱり建て直さないといけないという意味の提起をされているわけ。

だから、今、アスベストにかかわっての、いわば譲渡に連なってのこの説明があったのかなかったのかということについては、既に一般論的にもう明らかにされているし、今後とも行政責任はさらに追及をされなければならないし、また県議会の担当の委員会においても、これらはさらにいろいろ協議をし、あるいはまた提案をしていかにゃならん。そういう課題が残ろうとは、思いますけれども、この百条委員会で、証人を呼んでということにかかわって、民民にかかわる対象者は、この委員会にお呼びするということについてはいかがなもんかということで、反対の意見を述べておきます。以上。

○高柳委員 いいですか。民民という一般の話ではなくて、アスベストのその公害の問題というのはもう本当に大きな問題になってきているということで、先ほど委員長が説明したとおり、宅建取引の中でも重要事項説明の中にアスベストの調査有無があるかどうかと

いうことを、この建物の……。

○川口委員 おれは、隠せって言うてへん。

○高柳委員 各そういう業種がどういう努力をしていったのかというのを一つ一つチェックをしていく、聞かせていただく。今回の出来事の中でどういうことをしていただいたのかというのを聞かせてもらうということもすごく大事なことやと思っています。

そういう意味では、極めてこれから建物が建って40年代、40年ほど建った建物が、建物ごと売買されて解体されていく過程の中で、アスベストの有無ということが、僕らの社会の中できちっと意識されるような、そういうことの公開というのがされたということ、今回の出来事の中でも追体験していく必要はあるのではないかとということで、有限会社乾ホームのことをお願いしていただきたいと思います。

○井岡委員長 ほかに意見ございませんか。

ちょっと賛否両論ございますけれども、これ以上議論しても進まないかなと思っておりますし、決をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ただし、先ほど言いました、その2点についての質問をしたいと思っておりますけれども、その範囲内で呼びたい。

○山本委員 質問項目というのは、これのことやな。

○井岡委員長 はい。有限会社乾ホーム代表者の証人を出頭することを求めることについてお諮りしたいと思います、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは……。

○川口委員 それではって、私、反対しているんや。

○井岡委員長 いやいや、採決をとりあえずとりますけれども、採決させてもろてよろしいですかというふうになりました。

○川口委員 いや、ほんで、だから、だれとだれとだれという、一つ一つはかんのかね、一括して諮っておられるんか、それもはっきりして。

○井岡委員長 まず、有限会社乾ホームさんを証人として……。

○川口委員 順番違うとるのとちがうん、順番。

○山下副委員長 順番まで言わんといてください。

○井岡委員長 一つ一つこなしたいので、お願いします。

○川口委員 意図的やわ、大体。

○井岡委員長 それでは、有限会社乾ホーム代表者を証人として出頭を求めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

それでは、賛成多数となりましたので、議長に証人出頭要求書を提出させていただきます。

次に、平野クレーン工業株式会社から歩道切り下げの工事を請け負いました森田昌司建築空間設計の●●●●氏を参考人として、本委員会に出席を求めることが適当と考えますが、いかがでしょうか。

また、意見を求める事項については、ただいまから資料をお配りいたしますので、お目通し願います。

それでは、出席を求める参考人と意見を求める事項についてのご意見をお願いしたいと思っております。何かございませんでしょうか。

(「1人」と呼ぶ者あり)

はい、1人です。

では、ご意見、先にごございませんでしょうか。

これは、施工管理までされた、設計から申請までされたという証言になっておりますけれども、そこを確認したいために呼びたいと思っております。平野クレーン工業株式会社の●●証人の証言が正しいかどうかを確認したいと思っておりますので。意見ございませんか。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

それでは、これについては、出席を求める参考人として森田昌司建築空間設計の●●●●氏を出席を求めることとし、また、意見を求める事項については、お手元に配付しましたとおりとすることによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議長に参考人の委員会出席要求書を提出させていただきます。

次に、前回の●●証人の証言に係る事実確認として、高田土木事務所管理課に文書による照会を行ってよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議長に文書照会要求書を提出させていただきます。

次に、今後の調査の進め方についてですけれども、次回は、前回の委員会で決定いただきました株式会社山崎産業の代表者及び担当者、高田土木事務所建築課長と、前回欠席されました平野クレーン工業株式会社代表者、そして、先ほど決定していただきました有限会社乾ホームの代表者の証人尋問と、●●参考人からの意見聴取を行います。

なお、次回証人の事情聴取につきましても、初めに委員長からまとめて質問し、その後、各委員から補足質問を行っていただくことといたします。

また、証人への質問時間ですが、それぞれ1時間程度、委員の補足質問時間は1人5分程度で行いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、証言の際のメモ、資料を見ながらの証言については、今回も許可しないこととします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

なお、弁護士等の補佐人の同席については、当日お諮りすることとします。

それでは、その他の事項に入ります。その他、何かございませんでしょうか。

一応、今後の進め方についてですけれども、次回の証人尋問を4月15日または16日に調整させていただきたいと思えます。そして、4月下旬にもう一度委員会を開きまして、理事者を中心とした証人の聴取も行いたいと考えておりますので、4月に2回、委員会を開きたいということで予定をしております。5月の連休明けには大体まとめが出るかなというふうな予定をさせていただいておりますけれども、何かご意見ございましたらおっしゃってください。できるだけ早くしたいと思っておりますし、次回の証人尋問も前回のようにつけて、休憩ができるだけ少ないようにさせていただきたいと思えますが、何かご意見ございませんか。

(「15日だね」「15か16で調整」と呼ぶ者あり)

○井岡委員長 それでは、次回の開催ですけれども、証人の都合もありますので、4月15日月曜日、または16日火曜日で調整させていただきまして、決まり次第お知らせすることによろしいですか。

(「はい、いいと思います」と呼ぶ者あり)

はい。なお、証人尋問、参考人によっては4月下旬の方で、一応委員会を、理事者を中

心として開催したいと思っておりますので。

○井岡委員長 またそれは、次回協議させていただきます。

ほかにございませんか。

なければ、次回の証人尋問も決まり次第お知らせすることで、本日の委員会を終わりたいと思います。